

航行不能航空機の撤去作業に関する同意書

運航中の航空機が何等かの事情により富士山静岡空港内において航行不能となった場合、当該航空機を空港の運用に影響を及ぼさない場所へ速やかに撤去又は移動（以下「撤去等」という。）する責任は、当該機の運航者又は所有者（以下「運航者等」という。）がこれを行う責務を有していることを確認すると共に、当該責務の全部又は一部を果たせない場合に備え、あらかじめ以下の事項に同意します。

1. 空港会社による航行不能航空機の撤去又は移動について

航空機が滑走路上等において航行不能の状態に陥ったことにより空港の運用に支障を及ぼしている場合において、運航者等として、当該機の撤去等を自ら行う能力を有しないことが明らかである又は運航者等が撤去等の見通しを立てるまでに相当の時間を要するなど、滞留旅客や気象状況等を総合的に考慮し、空港運営に甚大な影響を及ぼすと富士山静岡空港株式会社（以下「空港会社」という。）が判断した場合には、空港会社が、当該機を空港運用の妨げとならない場所まで撤去させる又は移動させること。また、その場合は以下の事項を承諾します。

- (ア) 空港会社が撤去等を行う場合は、第三者に撤去作業や資機材の提供及び人員の手配を依頼することがあること。
- (イ) 運航者等は、空港会社又は空港会社が依頼した第三者が行った撤去作業並びに撤去に使用した資機材等の使用により生じた費用(機材借上賃、機材損料、役務費、運搬費等を含む)について負担することとし、空港会社が指示する方法により支払うこと。なお、空港会社は立替払いしないことを基本とする。
- (ウ) 運航者等は、撤去等に関連して生じた費用（撤去した航空機を保管（仮置き）する土地や施設の使用料、空港機能に損害を生じた場合の原状復帰に係る経費等を含む）について負担することとし、空港会社の指定する期日までに指定の方法により支払うこと。

2. 空港会社が行う撤去作業の方法

撤去作業は空港会社があらかじめ作成した撤去計画により行われること。

3. 免責事項

- (ア) 運航者等は、空港会社又は空港会社が依頼した第三者が行った撤去作業により当該運航者等に対しやむをえず生じた損害については、一切の請求を行わないこと。
- (イ) 運航者等は、空港会社又は空港会社が依頼した第三者が行った撤去作業により負傷者が発生した場合における運航者等に対する損害賠償請求を妨げないこと。

4. 保険会社との調整

上記事項の履行に際して障害が生じないよう、必要に応じて、あらかじめ保険会社との間で調整を行うこと。

5. 複数人による機材の所有者・使用者との調整

運航者等は、他の運航者又は所有者と共同で航空機を所有又は使用している場合は、当該航空機のすべての運航者及び所有者の代理人又は代表者として本同意書に同意するものとする。

6. 本同意書の履行に疑義を生じた場合の措置

空港会社が運航者等による本同意書の履行に疑義を生じた場合には、当該運航者等に対して空港の使用の停止その他必要な措置を取る場合があること。

7. 協議

本同意書に定めのない事項又は本同意書の解釈について疑義が生じた場合は、誠意をもって協議に応じ、速やかに解決を図ること。

8. 記載事項の変更

本同意書の内容の趣旨を損なわず、かつ当事者間に重大な影響を及ぼさない範囲の軽微な変更は、空港会社の電子メール又は書面の通知をもって変更の効力を生じさせる場合がある。その際、運航者等の同意書の再提出は要しない。

9. 同意書の有効期間

本同意書は署名された日付をもって有効とし、特段の終了期限を定めないこと。

年 月 日

(型式/登録記号)

※複数の場合は別紙として添付してください

(運航者等の氏名又は名称)

(所属・代表者名)

(住所又は所在地)

(電話番号)

(E-mail)

署名:

(印)